特養利用料金（ユニット型個室）

R8.8.1

対象者		要介護度	居住費	食費	介護サービス1割負担	サービス提供体制強化加算	看護体制加算		夜勤職員配置加算	個別機能訓練加算	介護職員処遇改善加算	合計金額（円）	
	預貯金額（夫婦の場合）						Ⅰ	Ⅱ				1日合計	1か月合計（30日）
世帯全員市町村民税非課税	第一段階 生活保護受給者	要件なし	①～⑤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第一段階 老齢福祉年金受給者	1,000万円 （2,000万円）	①	880	300	0	0	0	0	0	0	1,180	35,400
			②										
			③										
			④										
			⑤										
	第二段階 本人の公的年金収入額（※）とその他の合計所得金額が80万円以下	650万円 （1,650万円）	①	880	390	670	18	4	8	18	12	130	2,138	64,140
			②			740						142	2,220	66,600
			③			815						155	2,308	69,240
			④			886						168	2,392	71,760
			⑤			955						180	2,473	74,190
	第三段階①	550万円 （1,550万円）	①	1,370	680	670	18	4	8	18	12	130	2,918	87,540
	本人の公的年金収入額（※）とその他の合計所得金額が80万円超～120万円以下		②			740						142	3,000	90,000
			③			815						155	3,088	92,640
			④			886						168	3,172	95,160
			⑤			955						180	3,253	97,590
	第三段階②	500万円 （1,500万円）	①	1,470	1,420	670	18	4	8	18	12	130	3,758	112,740
	本人の公的年金収入額（※）とその他の合計所得金額が120万円超		②			740						142	3,840	115,200
			③			815						155	3,928	117,840
			④			886						168	4,012	120,360
			⑤			955						180	4,093	122,790
	第四段階 上記以外の方 （266万以上）		①	2,230	1,900	670	18	4	8	18	12	130	4,998	149,940
			②			740						142	5,080	152,400
			③			815						155	5,168	155,040
			④			886						168	5,252	157,560
			⑤			955						180	5,333	159,990
	第四段階（2割負担） 本人の合計所得金額が160万以上かつ 年金収入＋その他の合計所得金額が 単身世帯：280万以上 2人以上の世帯：346万以上		①	2,230	1,900	1,340	36	8	16	36	24	260	5,866	175,980
			②			1,480						284	6,030	180,900
			③			1,630						311	6,207	186,210
			④			1,772						336	6,374	191,220
			⑤			1,910						360	6,536	196,080

【その他加算】

・安全対策体制加算	20円／入所時1回加算	・個別機能訓練加算（Ⅱ）	20円／月
・生産性向上維持体制加算（Ⅱ）	10円／月	・科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50円／月
・口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110円／月	・協力医療機関連携加算（Ⅰ）	50円／月

※非課税年金も含みます。（非課税年金とは、国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指します。）
居住費・食費については、第一～三段階の方は基準負担額が決っています。第四段階の方は施設の設定額になります。
介護職員処遇改善加算については、少数点第1を四捨五入している為、月単位で計算すると若干差異がでます。